

利益相反管理方針の概要

株式会社 長崎銀行

当行は、当行および当行グループ会社（以下、「当行等」といいます）とお客さまの間または当行等のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。当行は、法令等に従い、当行の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

当行等は、以下の取引その他の取引のうち、お客さまの利益が不当に害される取引を利益相反管理の対象となる取引（以下「利益相反管理対象取引」といいます）として管理します。

- (1) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- (2) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- (3) 当行等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

当行等では、お客さまとの取引およびお客さま相互間の取引が利益相反管理対象取引に該当するか否かにつき、お客さまからの情報等に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

2. 利益相反管理体制と管理方法

適正な利益相反管理を遂行するため、当行に利益相反管理統括部署を設置し、グループ会社全体の情報を含めて集約するとともに、利益相反管理対象取引の特定および管理を一元的に行います。利益相反管理対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることにより、お客さまの保護を適正に行います。

- (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門を分離することにより管理する方法
- (2) 利益相反のおそれがある取引の一方または双方の取引条件または取引方法を変更する方法
- (3) 利益相反のおそれのある取引の一方を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれのあることを顧客に開示し同意を得る方法

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行および以下に掲げる当行グループ会社です。

株式会社西日本シティ銀行
九州カード株式会社
西日本シティTT証券株式会社
株式会社NCBリサーチ&コンサルティング
九州債権回収株式会社

以上